

市場性のない株式の評価における法人税額等の控除の妥当性

植 木 宗 之

目 次

- はじめに
- 第一章 所得税法と相続税法における財産評価の性格
 - 第一節 所得税法の財産評価
 - 第二節 相続税法の財産評価
- 第二章 法人税額等の控除の妥当性
 - 第一節 純資産方式による評価の特徴
 - 第二節 財産評価基本通達と所得税基本通達における株式評価の取扱い
 - 第三節 法人税額等の控除の妥当性の検討
- 第三章 裁判例の検討
- おわりに

はじめに

相続税や贈与税の申告で、その課税標準となる財産の価額の計算は納税者にとっては困難である。これは、相続税法に財産の価額についての具体的な計算方法の規定がないからである。同じように所得税の申告においても、課税標準である所得の金額の計算で財産の評価が必要になる場合がある。これは個人から法人へ財産の贈与があった場合で、「その時における価額」により、これらの資産の譲渡があったものとして課税され、また、財産の移転が有償で行われた場合であっても、その対価がその移転した財産の価額に比べて著しく低い場合は、その差額について同様の課税が行われる。所得税法におけるこれらの無償譲渡または低額譲渡に対する課税の規定を「みなし譲渡」と呼び、財産の価額が所得金額の計算上必要になる⁽²⁾。しかし、所得税法においても財産の価額についての具体的な計算方法の規定はない。

財産を無償譲渡した場合、「同じ財産について同じ取引事情のもとにおいては、譲渡者の当該財産の評価額も、取得者の当該財産の評価額も等しかるべきである」という考え方があり。しかし、他面において両者の間には、一方は譲渡所得計算上のものであり、他は贈与税課税上のものであるという、当該財産の評価の目的がまったく異なるのであり、両者の間では評価額の前提となる取引条件が異なるから、同じ財産についても課税の別によって異なる評価額となる場合があっても、不合理ともいえない⁽³⁾といえる。』のであって、相続税法および所得税法上の財産の評価は必ずしも同じとはいえない。

相続税・贈与税および所得税の財産評価で難解とされるのが株式の評価である。特に小規模な会社の株式の評価に

については、市場性がなく、売買取引の実績がないケースが多いので、市場価格や売買実例価額をその評価額に使用することができないことが考えられる。このような市場性のない株式については、発行会社の規模、取得した個人や法人の発行会社との係わりの程度によって、純資産方式、収益方式、配当方式、比準方式などの評価方法のうち合理的な方法により評価することになる。

財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）は、相続税法における財産の評価方法について具体的に規定しており、実務上の財産評価はこの評価通達に依拠している。評価通達は取引相場のない株式のうち比較的小規模な会社の株式の評価方法について、純資産方式によることとし、相続税評価額による純資産価額から簿価純資産価額を差し引いた評価差額に法人税額等相当額を乗じた金額を計算し、この金額を純資産価額から差し引いて評価金額を計算する方法を採っている。一方で、所得税基本通達では、みなし譲渡課税の収入金額を計算する場合の株式の評価について、基本的に評価通達による取扱いを準用することとしている。このうち、評価通達は純資産方式において法人税額等の控除をすることとなっているが、所得税基本通達ではこの控除をしないで計算することとなっている。つまり、相続税法と所得税法における市場性のない株式の価額は、それぞれの通達により評価した金額においては差異があるということになる。

所得税法における株式の評価で純資産方式を採用する場合の法人税額等相当額の控除の可否について争いとなった平成一七年一月八日最高裁判決では、これを控除しないとすると下級審の判断を覆して、昭和六二年当時の所得税基本通達の解釈として法人税額等相当額の控除が妥当として原審に差し戻した。所得税基本通達は平成一二年に法人税額等相当額を控除しないこととする取扱いに改正されているので、この判決が影響を及ぼすのはこの改正以前に限定

されるところの解釈もある。しかし、通達が改正されたからといって、それ以後の訴訟において裁判所が以前と異なる法令の解釈をすることにはならない。通達は法源ではないから、納税者は所得税または相続税の法令に従って申告を行えばよいのであり、仮に通達による処分がされ、これが訴訟となった場合においても法令に基づいた判断がされるべきである。

本論文では、純資産価額方式における法人税額等相当額の控除の是非について法令に従った判断をするべく、第一章では、所得税法および相続税法の財産評価の性格を考察し、第二章で、それぞれの税法における株式の評価としていずれの方法が妥当かどうか、第三章で平成一七年一月八日最高裁判決について検討する。

第一章 所得税法と相続税法における財産評価の性格

贈与または低額譲渡により財産が移転した場合には、所得税法および相続税法の課税標準の基礎となる金額は、財産の移転があった時におけるその財産の価額である。相続税法ではその財産の価額とは、「その財産の取得の時ににおける価額により評価した金額」としている。一方、所得税法は、「その物を取得した時における価額またはその時における価額」と規定している。

広辞苑によれば、時価とは、「その時の相場」、「その時の市価」とされる。完全な市場における物の「ねだん」は一つであるといわれるが、完全な市場の存在しない、または、そもそも市場の存在しない物もあるので、その取引や当事者の事情によっていろいろな「ねだん」がありうる。所得税における財産の時価と相続税における財産の時価につ

いて、譲渡する者について評価される金額と、譲渡された者について評価される金額が異なるということも不自然であるから、一つの財産について課税上二つ以上の評価金額が存在することは不合理であるとする考え⁽⁴⁾がある。逆に、課税の対象となる財産についても、現実的にはそのほとんどが完全な市場の存在しないものであることや取引や当事者の事情によって財産の価額が異なることから、それぞれの税法の課税の目的に沿った評価を行うべきとする考え⁽⁵⁾もある。そこで、この章では、所得税法と相続税法の課税の目的から、それぞれの税法における財産評価の性格について検討する。

第一節 所得税法の財産評価

所得税法は課税標準である所得金額計算の基礎となる収入金額について、三六条一項に「その年において収入すべき金額」と定めている。また、金銭等以外の物や経済的利益を得る場合の収入金額について、所得税法三六条二項は「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受するときにおける価額とする。」と規定しており、取得時におけるその取得した物の価額が収入金額とされる。さらに、一定の無償譲渡または低額譲渡をした場合、所得税法五九条一項は「次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の起因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。」と規定しており、移転時の財産の価額が収入金額とされる。

つまり、金銭を対価として受け取った場合の収入金額はその金額であるが、対価が金銭以外の物である場合や対価がない一定の場合には、収入金額は時価によることとしている。金銭以外の物を対価として得る場合や、無償で物を譲渡した場合に財産の時価を所得税の課税対象とする考え方を考察するにあたって、所得税の課税標準である所得の概念の変遷を辿ることとする。

(一) 包括的所得概念

所得税は個人の所得を課税の対象としているが、その課税物件である所得の概念は、一定期間に納税者に生じた、金銭価値で表現することのできる経済的利得である。所得概念は、この経済的な利得の範囲を一定の基準で制限したもの（制限的所得概念⁶）と納税者に帰属するすべての利得とするもの（包括的所得概念⁷）に分類することができる。

このうち、包括的所得概念⁷とは、所得を「一定期間における資産の純増」と定義し、すべての純収益、資産利用の経済的価値、金銭的価値のある第三者の給付、すべての贈与、相続、遺贈、富くじの当たり、保険金、あらゆる種類の相場の利益が所得の範囲に含まれるとするものである。これは、「所得税は個人の担税力に依じて課される租税であり、そのためにはある個人にどれだけ富が増加したかが重要であって、一時所得や譲渡所得であっても個人の担税力を同じように高めるものである⁸」と考え、制限的所得概念に対し所得の定義が明確である点、一時的な所得による担税力の増加を把握する点で、租税負担の公平の要請に応えるものとなっている。通常、所有している財産は、これを譲渡した場合などに、その対価を収入（実現）した時にその金額を財産の価値の増加分として認識するものである。これに対して、まだ実現していないものについてその価値の増加分を所得とする包括的所得概念の考え方によると、

この増加分の把握は収入金額によることができない。このような場合、「未実現の価値増加を所得とみるべきである」という結論をうるためには、当然、価値基準が（取得価値ではなく）時価でなければならぬ⁽⁹⁾こととなる。

このように所得金額の計算において、財産の価値評価の方法として時価評価を採用することとその意義は、所得概念を包括的にとらえることによって、その未実現の価値増加を認識する基準として出てきたものである。一定期間の財産価値の増加による所得は、所得税法上、譲渡所得に分類されて課税対象とされている。そこで、主にわが国における譲渡所得課税についての変遷をみることにする。

（二）譲渡所得課税とみなし譲渡課税の変遷

資産の譲渡による所得に対する課税について、創設時の所得税法は、「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」を課税の対象から除外しており、その後の改正においても譲渡による所得については課税対象から除外または制限されていた⁽¹⁰⁾。

昭和二五年改正において、譲渡所得の金額は、全額課税されることになり、また、いわゆる「みなし譲渡」の規定が創設された。この規定は、個人や法人にかかわらず、相続・遺贈・贈与および低額譲渡があった場合に、その時の価額により資産の譲渡があったものとみなして、これを課税の対象とするものであった。

この改正は、シャープ使節団の報告書の勧告によるものである。報告書によると、譲渡所得を全額課税することについては、「重要な事実は、譲渡所得は所有者に対して、利子または配当が与えると全く同様の経済力の増加を与えるということである。だがそれ以上に重要なことは、こうかつな脱税者が、その利益を実現する法的形式を変えることによって、他の形態の所得を譲渡所得に容易に変更することができるという点である。」⁽¹¹⁾と説明している。また、みな

し譲渡課税の制度について、「増加する所得に対する厳格な課税理論に従えば、納税者の資産の市場価値の一年内の増加額は、毎年これを査定し課税すべきものとなる。しかし、これは困難であるので、実際においては、かかる所得は、納税者が、その資産を売却して、所得を現金または他の流通資産形態に換価した場合に限って、課税すべきものとされている。しかし、資産所得に対する課税を無期限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無期限延期はこれを防止する必要がある。これを防止するもつとも重要な方法の1は、資産が贈与または相続によって処分された場合に、その増加を計算してそれを贈与者または被相続人の所得に算入せねばならないものとする⁽¹²⁾ことである。」としている。

報告書によると、譲渡所得についてその全額を課税の対象とすることや、資産の無償移転について、その時点での利益（または損失）について課税対象とすることから、その所得の概念が原則として、包括的所得概念によるものと推測できる。また、譲渡所得でないものを譲渡所得として仮想することによる脱税や、種々の技巧を用いて他の種類の所得を譲渡所得に転換することによって租税を回避する傾向を防止する意図⁽¹³⁾が示されている。

しかしその後、みなし譲渡の規定は適用の範囲が狭められることとなった⁽¹⁴⁾。昭和三五年税制調査会答申では、贈与および低額譲渡の場合のみなし譲渡課税について、「金銭に換価されない資産の値上り益自体を所得と考え、あるいはそれが贈与されたような場合にまでその課税の清算を行うという考え方自体になお常識的に疑問の余地がある⁽¹⁵⁾。」と指摘している。この答申では最終的に、「取得価額は握等の税務執行上の観点から、（中略）取得価額の引継ぎは、申告を要件として認める。法人に対する贈与については、受贈法人の経理との関係等から取得価額の引継ぎの方法による課税の延期措置をとることは困難であるから、現行制度を存続する⁽¹⁶⁾。」として原則として法人に対する贈与等を除いて

みなし譲渡の規定を廃止することを提案している。

この答申を受けて、みなし譲渡の規定は法人に対する贈与・遺贈および低額譲渡、相続のうち限定承認に係るもの、個人に対する包括遺贈で限定承認に係るものについて課税されることとなり、⁽¹⁷⁾現在に至っている。

（三） 現在のみなし譲渡課税

相続や贈与など財産の無償移転に対する課税として、みなし譲渡課税、繰延べ課税の二通りの考え方があり。この二つの考え方は、未実現の利得に対して課税すべきか否かで対立する。「資産の値上益は、包括的所得概念のもとでは、対価の授受の如何にかかわりなく、当然に所得と観念されるべきである」とし、その値上益が無限または長期に課税を繰り延べられることは、公平の観点からみて問題であるとし、したがって、その資産が所有者の手を離れる直近の時点において、実現したものとみなして課税すべきである⁽¹⁸⁾とする考え方と、「法が「総収入金額」という文言を用いているように、譲渡所得課税は原則として有償譲渡を前提にするものとし、たとえ、言うところの値上益が理論上所得を構成するとしても、租税の支払の基礎となる金銭を得て納税者の手を離れる時点においてはじめて課税することが⁽¹⁹⁾できる」とする考え方である。

みなし譲渡課税は、「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のもの⁽²⁰⁾」であり、「このような課税は、所有資産を時価で売却してその代金を贈与した場合などの釣合いからするも、また無償や低額の対価による譲渡にかこつけて資産の譲渡所得課税を回避しようとする傾向を防止するうえからするも、課税の公平負担を期するため妥当なものと

「いべき」⁽²¹⁾であるとする最高裁判決のとおり、理論的に優れているものである。しかし、移転時に所得税と相続税(または贈与税)を負担させることや、資産の値上り益が現実的な収入として実現していない、いわば納税資金のないところに課税することへの批判を受けることがある。

これに対して、繰延べ課税は、財産の移転時には価値の増加に対して課税せず、取得者において財産の取得価額を引き継ぐものである。これによると、移転時の価値の増加分は取得者がその財産を譲渡した時に課税されることとなる。この方法で問題となるのが法人への贈与等である。法人税法上、贈与を受けた法人は受贈財産の時価を取得価額とし、その金額を受贈益として計上することとなっているため、個人と法人とのバランスをとるためには、法人税法の側でも取得価額の引継ぎの措置を講ずる必要が出てくることになる。また、財産の無償移転に課税しないで、取得者について取得時の時価をその財産の取得価額とする考え方がある。これによると、移転時の価値の増加分は永久に課税されないことになり、シャウプ勧告による課税方式の目的は失われることになる。

個人間の相続や贈与といった無償移転に対する課税は、より納税者の理解のえられやすい繰延べ課税とし、法人に対する贈与や低額譲渡に限って課税することになった現在のみなし譲渡の規定は、未実現利益に課税することによる公平な税負担という所得理論上の観点からというよりは、立法趣旨のもう一つの要素である租税回避の防止という面で機能している規定であり、この点が所得税法における財産評価の特徴といえることができる。

第二節 相続税法の財産評価

「相続税は、人（自然人）の死亡を契機にその遺産を課税物件とし、その移転もしくはその取得に着目して課される租税⁽²²⁾」であり、課税方法として被相続人の遺産額を課税標準として課す遺産税方式⁽²³⁾と、各相続人ごとに取得財産の価額を課税標準として課す遺産取得税方式⁽²⁴⁾に分けることができる。これら、課税方法の違いによって課税対象に違いが生ずることが考えられ、現在の相続税法の課税方法と財産評価への影響について考察する。一方で相続税法の課税標準の計算の基礎となるものは、「相続もしくは遺贈または贈与により取得した財産の価額⁽²⁵⁾」であり、「財産の価額」は「当該財産の取得の時における時価⁽²⁶⁾」によることとされているが、相続税法の財産評価における「時価」の考え方に ついてその特徴を検討する。

(一) 課税方法

明治三八年に創設されたわが国の相続税法は、遺産税方式で昭和二四年までの五四年の間継続されてきたが、昭和二五年、シャウプ勧告に基づく相続税の改正により、遺産税方式を廃して遺産取得税方式が採用された。シャウプ勧告による相続税の改正の大きな柱として、これまでの遺産課税から遺産取得課税への転換と贈与税を含めた累積的な課税がある。報告書は「相続課税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめるにある。このための最もよい租税形態の一つとして、「取得税」がある。取得税は、贈与と遺産の受領者に対する累積税である。これは特定の個人の受領する贈与および遺産の総額に応じて課税する累進税である⁽²⁷⁾」と

し、この方法の長所として、租税負担の公平、富の分散、生前贈与を累積して課税することの公平性を挙げている。

昭和三三年の改正⁽²⁸⁾では、すべての相続人が納める相続税の総額を、遺産の総額と法定相続人の数とその法定相続分という客観的な係数によって決定する方式とされた(法定相続分課税方式による遺産取得税制度)。この現行制度について、三木義一教授は、「遺産にかかわる基礎控除を実際の取得にかかわりなく認める」⁽²⁹⁾点を挙げ、法定相続人の数に応じて基礎控除額が計算されるため、取得額に係数なく税額が決定される面があることや、取得額が同じでも、全体の遺産額の大小に応じて税額に差ができてしまう例⁽³⁰⁾を挙げて、遺産取得税方式の基本的な特徴である取得者の担税力に応じた課税から離れていると批判されている。しかし、相続税の総額を各相続人の取得分に応じて按分する方式や、取得者の状況に応じて各種の控除をしている点に着目すると、課税体系としては遺産取得体系を基礎とし、これに遺産税的要素をとり入れた現行制度は、基本的に遺産取得税方式によっていると考えられる。

遺産取得税の課税根拠は、相続税を所得税の補完税として個人による財産の取得に課税をしようとするものである。「包括的所得概念の下では、一時的・偶発的・恩恵的利得であれ人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成すると解されるから、相続人の取得した遺産という経済的利得も同様に所得税の課税対象となる」⁽³¹⁾そこで、個人間の公平を達成するため、贈与、相続、遺贈による所得はなるべく所得税の課税ベースに合算して課税するという方法も考えられる。しかし、「遺産による経済的利得は、通常の反復・継続的な金銭による所得と異なり、一時に高額の所得が財産という形態で取得されるものであるから、その特性にあった固有の控除や税率により所得税を課する必要がある」⁽³²⁾と考えると、相続税として課税することとなる。この考え方では、財産の取得による利得が課税される点において所得税および相続税は相互に隣接する関係であり、両者の課税対象はいずれも移転時の財産の時価⁽³³⁾であると考

えられる。

(二) 時価の性格

評価通達における財産評価の原則では「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」⁽³⁴⁾とされる。この通達のいう「時価」とは、一般的には、客観的交換価値であるといわれている⁽³⁵⁾。

創設時の相続税法には「相続財産ノ価格ハ相続開始ノ時ノ価格ニ依ル」⁽³⁶⁾と定められている。その解釈は「価格にも色々の種類があるが、税法に所謂「時ノ価格」とは、時価と同義と解せられる。時価とは一定の時の市価又は現在の市価といふことである。故に相続開始の時の価格といふことは、相続開始の時に於ける市価の義である。然らば市価とは何ぞやといふに、市価とは一市場に於て取引される標準価格或は相場のことである。」⁽³⁷⁾とされている。昭和二五年改正では、「相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価⁽³⁸⁾により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」となり、これが現行のものとなっている。

客観的交換価値の意味は、財産の所有者がその財産について有する特別の使用価値や事情も考慮されるべきではないもの、つまり主観的な要素が排除されたものであり、その値段ならば何時でも金銭又は他の財物と交換しうる値段であるときれる。また、「注意を要することは、相続税、富裕税の課税対象である財産は売買を目的として所有するものではないから、市中相場で評価することは不適當である如く誤解されることである。然し課税は常に納税義務者の

資力に応じてなされなければならない、その資力をもつとも正確に現わすものはその者の所有する財産を売買する場合の価額即ち市中相場に外ならないのである。」⁽³⁹⁾と説明される。

しかし、「相続、遺贈又は贈与に因り取得する財産の種類は多種多様であり、その全てについて市場価格が存するものではない。否、寧ろ具体的な財産そのものは、相続、遺贈又は贈与の時ににおいては、市場における取引の対象になっているものではない。従って、市場価格とは、その財産と同種又は類似の財産の市場価格、或いはその財産の取得のときの前後における取引価格から類推したものに過ぎない。なお、同種又は類似の財産についても市場価格のないものについては、若し市場があつたなら成立するであろう価格を推定評価する外はない。」⁽⁴⁰⁾として、市場価格にかわる合理的な評価方法により評価することが求められる。

相続税の時価の性格として、「財産の購入価格と処分価格とは常に異なるものである。市場性の少い財産の場合にこの両者の乖離は特に大きい。相続税が実質的財産税であり、相続財産を処分することによって納付される税金である以上、財産の評価に際してもこういう点を十分考慮しておく必要がある。」⁽⁴¹⁾とする考え方があつた。これに対して、相続税は「金銭納付が困難な場合、金銭納付のための資産の処分を強制せず、「金銭納付困難」の範囲で延納や物納を認められている」⁽⁴²⁾として、財産評価上のこのような配慮は必要ないとするものがある。碓井光明教授は、「被相続人の立場に着目して相続財産を評価すべきであるとするならば、処分価額説を排除することに何ら問題がない。しかし、相続による財産の取得者に着目するならば、取得者にとって有益な財産であるとは限らないのである。(中略)処分価額は、客観的交換価値に比べて特殊事情により生じた低価額であり、その特殊事情は相続人の主観的事情に負うところが大きい」として、完全排除を主張することが理論的には可能であろう。しかし処分価額説が提起する問題を完全に無視す

ることはできない⁽⁴³⁾。」としている。処分価額とは、「相続により継承した財産は大部分のものが処分するものではないこと、また、処分するとしても直ちに処分しがたく、さらにこれを売り急ぐとすれば低い価額で処分せざるを得ない」という実情も勘案⁽⁴⁴⁾した価額といえる。

このように、相続税法の時価は基本的には市場価格であるが、特に市場性のない財産の場合に、取得者の立場に立つて処分価額によることが妥当であるという考え方がある。次章では、株式の価額を純資産価額により評価する場合に、所得税法における時価および相続税法における時価の求め方として法人税額等の控除が妥当であるか検討する。

第二章 法人税額等の控除の妥当性

第一節 純資産方式による評価の特徴

株式の評価は、税務上のほか譲渡制限株式の売買価額の決定など商法上も問題となるケース⁽⁴⁵⁾があるが、商法上や会計上の評価方法を含めて、その評価方法はおおむね純資産方式・収益方式・配当方式・比準方式に分類することができる。日本会計士協会経営調査会作成の「株式等鑑定評価マニュアル」によると株式の価格の特徴について、「株式の価格は、その株式所有に基づく残余財産分配請求権、配当請求権等の権利の対価とみることができ、複数の権利が同一の株式上に存する場合には、それぞれの権利についてその価格が形成されることとなる。発行済株式総数のうち過半数を所有すると、当該会社の支配権を得ることが可能となる。このことから、株数がまとまることにより支配

権を考慮した新たな価格が形成され得る。」と指摘している。⁽⁴⁶⁾つまり、市場性のない株式の評価は、まず支配株主かそれ以外の株主かによって異なり、支配株主である場合、その株式に会社の支配権や経営権を含めて、その価値を検討することとなる。そして会社の支配権には、会社を解散してその残余財産を請求する権利も含まれていると考えられる。

純資産方式は、会社の純資産を発行済株式総数で除して株価を算定する方式であり、簿価純資産方式（簿価により純資産価額を算定する。具体的には、直近の決算貸借対照表の純資産額を、発行済株式総数で除した額を一株の価格とする。）と時価純資産方式（純資産の評価を時価で行う方式。資産の時価から負債を控除した正味財産を発行済株式総数で除した額を一株の価格とする。）に分けることができる。さらに、評価差額（時価により評価した純資産額と簿価により評価した純資産額の差額）に対する法人税額等（清算所得に対する法人税と事業税および県民税・市民税の合計額）を控除するか否かの観点から、非控除方式（評価差額に対する税金を控除しない方式）と控除方式（評価差額に対する税金を控除する方式）に分けることができる。⁽⁴⁷⁾時価純資産方式は、「企業が清算手続き中である場合、又は清算を予定している場合。企業経済が順調でなく、利益が少ないか又は赤字体質である場合。過去に蓄積された利益に比し、現在又は将来の見込利益が少ない場合。資産の大部分が不動産であり、かつ、清算が容易に行えるような場合等。」⁽⁴⁸⁾に適する方法とされている。一方で、この評価方法について、企業の所有する資産はその「目的遂行上の必要性から有機的に組み合わせられた一体としての財産と考えるべきで、個々の資産にバラして計算することには無理がある」と⁽⁴⁹⁾考えると、継続する企業の評価には必ずしも適するものではない。逆に、「純資産価値が大きければそれだけ企業の信用力も増大し、同資産を担保とする借入れ、あるいは資産売却等の資金調達も容易となり、多角的な経営戦略

もとれる⁽⁵⁰⁾。」として企業の潜在的価値として純資産を無視できないとも考えられる。

第二節 財産評価基本通達と所得税基本通達における株式評価の取扱い

純資産価額方式についての評価通達および所得税基本通達の取扱いの変遷をみると、昭和三九年に制定された相続税財産評価に関する基本通達⁽⁵¹⁾では資本金額、純資産価額、取引金額の比較で金額の小さい会社を「小会社」に分類し、「小会社」の株式は純資産価額により評価されることとされた。この純資産価額は、非控除方式による時価純資産方式により、評価会社の個々の資産を評価通達の評価方法にしたがって時価を算定するものである。

昭和四七年の通達の改正では純資産価額について、中小企業の事業承継の円滑化に配慮し、評価差額に対する法人税額等相当額の控除が導入された⁽⁵²⁾。

平成二年の改正では、評価会社が取引相場のない株式を保有し、その株式を純資産価額方式で計算する場合には法人税額等相当額の控除をしないこととされた⁽⁵³⁾。これは、評価会社が現物出資して子会社を設立すると、法人税額等相当額の控除が二重にできることになり、さらにその子会社が現物出資して子会社（評価会社の孫会社）を設立するといった連鎖的な法人税額等相当額の控除による節税策に対応するものである。

平成六年および平成一一年の改正では、評価会社の中に現物出資により著しく低い価額で受け入れた資産または株式等がある場合には、その部分に対する法人税額等相当額は控除されないこととなった⁽⁵⁴⁾。これは、会社の株式を現物出資して持ち株会社を設立し、その際の株式の受入価額を著しく低い金額にすることで、持ち株会社の純資産価額に

大きな評価差額を作ることによる節税策に対応するものである。

所得税基本通達では、みなし譲渡の場合の株式の価額の計算は、株式等を取得する権利の価額⁽⁵⁵⁾の取扱いに準じていた。これによると小規模の会社は、売買実例のあるものはその価額とし、売買実例がないものは「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる金額」としている。この「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる金額」について、みなし課税における具体的な取扱いが明確でない⁽⁵⁶⁾という指摘があり、平成一二年にみなし譲渡課税の起因となる資産が株式等である場合、評価通達を準用する取扱い⁽⁵⁷⁾が新設された。この通達では株式の評価を純資産価額方式で計算する場合の条件として、評価差額に対する法人税額等相当額は控除しないで計算することとなった。

第三節 法人税額等の控除の妥当性の検討

純資産価額方式によって株式の評価をする場合に、会社の解散価値としての評価が合理的であるとする考え方があ
る。支配株主は、事業を継続することによって会社の経営に参加し、その株式の価値を高めるという選択と、会社を
解散し、残余財産の分配を受けることによってその株式から利益を受けられる選択ができるからである。解散価値は、「資
産価値から、解散や清算をすることに伴う諸々の出費を減額しなければならぬ⁽⁵⁸⁾」とすると、清算所得に対する法人
税額等の控除が妥当と考えられる。また、「時価による評価は資産の交換価値を把握しようとするものであり、企業の
解体交換価値を把握することを目的とする財産計算主義の下において採られてきた評価方法であると解されているか
ら、会社を継続企業ととらえるのではなく、課税時期において当該会社が解散したものととして評価する純資産価額法

は、その意味では、時価評価を原則とする（相続税法）第二二条の趣旨に沿うものである。⁽⁵⁹⁾」として、相続税の時価の考え方に照らして、この方法が合理的であるとする考え方もある。さらに、「合理的な売り手にとっては、会社を解散した場合の残余財産の分配によって得られる金額との対比が、株式売却金額算定の重要な目安となるし、合理的な買い手にとっても残余財産の分配によって得られる金額は、投下資本の回収可能金額であるから、売買価額算定の重要な目安となる。したがって、解散価値を基準とする時価純資産価額方式は、合理的な売り手と買い手の需給の合致点を構成するものと考えることができる。⁽⁶⁰⁾」として、解散価値は継続企業を前提とした評価としても妥当であるとする考え方もある。

一方で、昭和四七年の改正で評価通達が法人税額等を控除することとした理由は、「小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えた上で評価の均衡を図る必要があることによるものである。⁽⁶¹⁾」と説明されている。これは、「法人事業の相続の場合に事業用財産を取得して自己名義に変更しよとすれば、一旦法人持分を相続した後法人を解散して残余財産の分配を受ける必要がある、その場合は、相続税と、解散に伴う清算所得に対する法人税等が課され、課税機会が二回になる⁽⁶²⁾」から、この法人税等を相続税評価額から事前に控除することによって事業用財産の株式による所有と直接所有の均衡を図るとするものである。ところが、この控除を利用した様々な節税策が考え出されている。例えば「現物出資による会社を設立し、個人の財産を一時的に間接的な所有形態に変更することにより、ことさら評価差額を創出して贈与財産ないし相続財産の圧縮を図り、課税時期を経過するや、減資を行うなどして再び直接的な所有形態に戻して従前と同様

の財産価値を復活⁽⁶³⁾させるものである。このような評価通達の趣旨に反するような節税封じとして、評価通達はその後の改正に至っている。

法人税額等の控除を妥当とする考え方に対して、「今現存している会社がその時点で解散するかどうかというのは到底予測しがたいにもかかわらず、解散することを前提にその評価差益に対して法人税あるいは住民税をどれだけ負担するかということは、所詮はフィクション⁽⁶⁴⁾」であり、純粋な評価理論の点からみるとかなり問題があるとの指摘がある。それでもなお、評価通達が法人税額等の控除を認めていることこの理由として、「中小企業の株式評価に対する政策的な斟酌によるもの⁽⁶⁵⁾」であり、事業承継を円滑に進めるための、中小企業の株式評価の面での配慮であると説明でき。しかし、「相続税、贈与税の財産評価は、すべての場合にその財産の値上がり益など将来に課税される税について評価上考慮していないことを前提としていることを思えば、会社の資産の評価替えにつき清算所得に対する法人税等を控除して株価を評価することは必ずしも合理的といえない⁽⁶⁶⁾」として、政策的な斟酌として妥当でないとする意見もある。

また、相続税法と所得税法の違いに着目して、同控除は、「異なる相続人間の均衡を図るべく会社の解散価値に基づき株式の評価を行うためのものであるならば、所得税上の収入金額の基礎となる時価の算定目的とは直接関係がない。よって、他に一般的な正当化をなしえない限り、順調な会社の株式に対する同控除の許容は、所得税課税上の弊害が生じるとは言えなくもない⁽⁶⁸⁾。」とする意見がある。所得税基本通達は、みなし譲渡課税の起因となる資産が株式等である場合に、法人税額等を控除しないとすることについて、法人税基本通達の株式評価の取り扱い⁽⁶⁹⁾と株式の取引実態を考慮した点をあげている。法人税基本通達が法人税額等を控除しない取扱いとしたことについては、株式の客観的交

換価値とは「会社が継続的に事業活動を行うことを前提として、期末時点で当該会社の正味資産の価額を参酌して算出した通常取引される価額（譲渡価額）」ということになる。⁽⁷⁰⁾として、相続又は贈与というきわめて特殊な環境における静的な財産評価と経済取引を前提とした動的な財産評価とは異なるものとした説明がされている。また、個人が法人に対して取引相場のない株式を譲渡した場合の「実際の取引事例にみると、財産評価基本通達に定める方法をベースとして譲渡価額を計算し、しかも、土地や上場株式は時価に洗い替え、かつ、その洗い替えに伴う評価差額についての法人税相当額は控除しないものが相当数あった。」⁽⁷¹⁾として、このような取引実態等に鑑みその控除をしないこととしたと説明されている。このような税法間の財産評価に違いが生ずることについては、「相続税等における評価を静的評価、法人税等における評価を動的評価とし、その違いの合理性が説明されることがあるが、「客観的交換価値」としての「時価」を求める以上、両者に差異があることはむしろ合理性を欠くと考える。」⁽⁷²⁾とする意見がある。

第一章でみてきたように、所得税法および相続税法における財産評価は、個人の担税力を増加させる経済的利得に対して課税するという目的は同じものである。しかしながら、相続や贈与といった一般的な取引と異なる場面において、取得者の事情に配慮した課税がされることは、それが合理的と認められる範囲では許されると考える。一方で所得課税、とりわけみなし譲渡課税においては、資産を時価で売却してその代金を贈与した場合との釣合いや、無償譲渡や低額譲渡にかこつけた譲渡所得課税の回避傾向の防止という趣旨から、資産の値上り益に課税することとしている。この点から株式の評価を考えると、意図的に創出されたものは無論、資産の含み益に対する法人税額等を控除する評価方法は所得税本来の趣旨からはなじまないと考えられる。

第三章 裁判例の検討

事実の概要および主な争点

1、X三会社(原告・控訴人・上告人)は、有利な発行価額で新株を発行することとし、一株五〇〇円の発行価額でX一(原告・控訴人・上告人、X三の代表者)に対し二〇〇万株、X二(原告・控訴人・上告人、X一の子、X三の役員)に対し八四万株を割り当て、昭和六二年三月、X一およびX二はその払込みをしてこれを引き受けた。X一は昭和六二年五月、X三会社株式二〇〇万株を訴外会社に対して上記発行価額と同額の一株五〇〇円で譲渡した。

2、Y(被告・被控訴人・被上告人) 税務署長らはこの譲渡時におけるX三株式の時価が一万一六二九円であるとして、株式譲渡の対価との差額を所得税法五九条に基づき譲渡所得が生じたと認定し、X一に対し昭和六二年分所得税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行った。(その他、Xらに対する処分の経緯は省略する。)

3、Xらは、Yらによる昭和六二年分の所得税更正処分取消を求め訴訟を提起した。

4、X三会社株式は非上場株式会社であり、気配相場もなかった。

5、X一の新株引き受けに必要な銀行借入の際、銀行の貸出協議書に、今回増資の背景として、X三会社は将来株式の上場を展望していることの記載がある。また、昭和六一年末のX三会社の保有資産には多額の含み資産があるとの取引銀行による算定がある。

上記事案で、X三株式の譲渡が所得税法五九条に規定する低額譲渡に該当するかどうかは株式の譲渡の時における

価額の評価の問題であり、この評価について中心的な争点となったのが純資産価額による株式の評価における評価差額に対する法人税等の控除の是非である。昭和六二年当時の所得税基本通達は、市場性のない株式について売買実例がなく、類似法人の株式の価額がないものは「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる金額」により評価するものとしている。一方で、評価通達は評価差額に対する法人税額等を控除する方法により評価するものとしており、所得税法もこの取扱いに準じて評価することの合理性が争われた。法人税基本通達は有価証券の評価損の計算において「課税上の弊害がない限り」評価通達により算定した価額によることを認めており、これによると法人税額等相当額は控除することとなる。裁判における当事者の主張および判決では、所得税と相続税における評価の相違と評価差額に対する法人税等の控除の考え方についてそれぞれ示されている。

当事者の主張

Xらの主張

純資産価額方式の算出に当たり法人税等相当額が控除されることは、評価通達一八六一二において明確化され、同じ所得課税であり、本件の算定に当たっても準用されるべき法人税通達九一一一五が明確に評価通達一八六一二の準用を規定していることからすれば、本件のような所得税に係る株価を純資産価額方式によって算定するような場合にも、評価差額に対する法人税額相当額を控除すべきことは明らかである。

非上場株式を所有する株式に対する価値観を支えているのは、残余財産分配請求権の価値といえるから、時価評価

については、再調達価格ではなく、処分価格によるべきことになる。処分価格による時価評価をすれば、清算出費は当然控除されるべきものとなる。他方、処分価格による時価評価は、評価益が資産として評価されることになるから、会社内部に留保されることのない法人税等相当額は、資産から控除すべきことになる。このように評価益が計上される場合には、その評価益に対する法人税等相当額を控除することによって、株主に公平感を与えるのである。

Yらの主張

相続税は、自然人の死亡という取引によらない偶発的な事象を課税原因として、相続財産を課税物件として、その取得の時における時価（相続税法二二条）によって評価されるのに対し、譲渡所得などに対する所得税（法人税も同様）は、取引から生じる利益（所得）に着目して課される税であるから、取引に即した時価評価が求められることによるものである。

相続税の課税の場合において、このような扱いをしたそもその趣旨は、相続という特殊性から、相続による事業の円滑な承継にも配慮する必要がある、相続を起因とする中小企業の事業承継に対し、非上場株式の評価についてできるだけ緩く評価できる方法はないか、また、緩く評価するに当たり、これを相当とする何らかの理由付けがないかということが検討された結果であり、中小企業の事業承継者などの相続税負担の軽減という政策的配慮に基づくものなのである。

相続税が、相続又は贈与という、相続人にとっては、静的・消極的ないし偶発的な事態の発生に基づく被相続人から相続人への財産の移転に着目し、相続人の所有に帰することとなった財産に担税力を求め、相続人が所有する財産

の価額そのものを課税標準とするものであることから、相続財産の評価が相続人の税負担に直結するため、相続財産の評価については様々な斟酌がなされており、このような斟酌のひとつとして、純資産価額方式による株式の評価に際し、法人税等相当額を控除することとしているのである。

所得税ないし法人税の課税は、取引から生ずる利益（所得）に着目し、そこに担税力を求めて課税するのであって、相続税の課税における上記のような要請がないことから、特段の事情のない限り、法人税ないし所得税についてまで、その財産評価につき、法人税等相当額を控除するとの斟酌をする必要がないのである。言い換えれば、一般に、順調に事業活動を行って利益を生み出している会社の株式を売買取引する場合の買い手は、現在の会社の営業状態や財産状況を基本に、今後更なる事業の発展による利益の増大に伴う配当受領への期待や評価益の更なる増大、また、評価益の増大に伴う更なる株価の上昇により、将来の株式譲渡の際の譲渡益の獲得への期待などを総合的にみて、現在の一株当たりの価額を意識して取引するものと考えられるのであって、現時点で解散した場合に発生するであろう清算所得に対する法人税等の潜在的債務までをも意識し、今すぐ解散した場合にどれだけの残余財産の分配を享受できるかとの観点に立って取引価格を決定するものとは考え難い。

一審 東京地裁 平成一二年七月一三日判決 （平成七年（行ウ）第二六六号）
請求棄却

評価通達において法人税等相当額を控除するものとしている趣旨は、株式は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなるが、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業

用財産の所有形態を経済的に同一の条件の下に置き換えた上で評価の均衡を図る必要があるからであり、相続の場合には、当該法人を清算して相続税を納付することもあり得ることや事業承継を円滑に行わせる必要があることから、法人税等相当額を控除することによって、納税者に有利な評価をする合理性が認められるが、法人の存続を前提として当該法人の株式が取引される場合には、当該法人を清算するようなことは予定されていないのであり、また、相続による企業承継を考慮する必要がないのであるから、そのような場合には、法人税等相当額を控除することの合理性が認められないからである。

二審 東京高裁 平成一四年一月三〇日判決 (平成一二年(行コ)第二四八号)

控訴棄却

評価通達は、一株当たりの純資産価額は、課税時期における各資産を評価した価額の合計額から、課税時期における各負債の金額及び評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を、課税時期における発行済株式総数で除して計算した額と定めている〔なお、法人税基本通達は、法人が、気配相場のない株式の評価損の損金算入にあたって、当該株式の価額を評価通達によって算定しているときは、課税上弊害のない限り、条件を付した上で、法人税法上も是認する旨規定している。〕。このように評価通達が、純資産の算定にあたって法人税額等相当額を控除するに至った背景には、相続による事業の円滑な継承に配慮し、相続を起因とする中小企業の事業継承につき、非上場株式の評価についてできるだけ緩く評価できる方法をとる必要があるとの政策的な配慮が存在したのであり、その理由付けとして、個人事業として事業用財産を直接支配している場合と個人事業と変わらない程度の小規模でありながら

も会社組織として事業用資産を間接支配している場合との両者について、相続が発生した場合には、両者の相続税の課税価格の算定に当たって経済的に同一条件に置き換えた上で評価の均衡を図ることが付加されたのである。しかし、評価通達においても、そのような政策的な配慮の必要のない場面、例えば評価会社が有する株式等の純資産額の計算⁽⁷⁴⁾においては、評価益に対する法人税等相当額の控除はしていないのである。このように相続税を課税する場合であっても、政策的配慮の必要のないときは、法人税等相当額の控除がされるわけではないことに照らすと、純資産額の計算に当たって、常に評価通達によって処理すべきことにはならないことになる。そして、そのような理由は、結局のところ、課税において要求されている「通常取引されると認められる価額」の判断において、通常取引において法人税額等相当額を控除することを考慮要素として考えることが、取引当事者の合理的な意思に合致するか否かに帰着するものということになる。

非上場株式であつて気配相場のない株式については、その価値の実現は、上場している株式等とは異なり、残余財産の分配にあることからすると、そのような株式を取引するに当たって、当事者は、当該会社が清算した後の価値に相当する価額に注目し、清算所得に対する法人税等を控除することを考慮しているものといえなくはない。しかしながら、通常、営業活動を順調に行つて存続している会社については、譲渡取引の当事者のうち、譲渡者は譲渡利益の獲得等を目的とし、株式を取得する当事者は、そのまま株式を保有することにより、今後の更なる事業の拡大や含み益の増加による株価の上昇を期待して取引価額を交渉するものとみることができると、そのような当事者にとつては、会社の清算を前提とした法人税等相当額の控除した純資産価額で株式を売買するという取引は通常考えられないということができ、これらの当事者にとつて、逆に法人税等相当額を控除することは不合理でもある。そう

であれば、順調に営業活動を行っていた会社の株式の価額の算定に当たって、法人税等相当額を控除しないことをもって違法ということはできない。

最高裁 平成一七年一月八日第三小法廷判決 (平成一四年(行ヒ)第一一二号)
原判決破棄差し戻し

評価通達が、一株当たりの純資産価額の算定に当たり法人税額等相当額を控除するものとしているのは、個人が財産を所有し、支配している場合と、個人が当該財産を会社を通じて間接的に所有し、支配している場合との評価の均衡を図るためであり、評価の対象となる会社が現実に解散されることを前提としていることによるものではない。したがって、営業活動を順調に行って存在している会社の株式の相続及び贈与に係る相続税及び贈与税の課税においても、法人税額等相当額を控除して当該会社の一株当たりの純資産価額を算定することは、一般的に合理性があるものとして課税実務の取扱いとして定着していたものである。

所得税基本通達については平成一二年に法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至ったのであって、その改正前の昭和六二年当時に、評価通達が定める一株当たりの純資産価額の算定方法のうち法人税額等相当額を控除する部分が、所得税課税における評価に当てはまらないということとを関係通達から読み取ることが、一般の納税義務者にとっては不可能である。取引相場のない株式の取引は、法人税額等相当額を控除した純資産価額を上回る価額でされることもあり得るが、一般にその取引の当事者は上記関連通達の定める評価方法に関心を有するものであり、その評価方法が取引の実情に影響を与え得るものであったことは否定し難く、これとかけ離れたところに取引通念が

あったということではない。

したがって、営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された一株当たりの純資産価額は、昭和六二年当時において、一般には通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、所得税基本通達にいう「一株当たりの純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価して所得の金額を計算することは、所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有するということができる。

そうであるとする、昭和六二年における一株当たりの純資産価額の評価において、両者が順調に営業を行っていることのみを根拠として、法人税額等相当額を控除することが不合理であって通常の取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるということはできず、他に上記控除が上記の評価において著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して一株当たりの純資産価額を評価すべきである。

検討

一審の東京地裁判決は、法人税額等の控除は相続税において納税のための財産の処分や事業承継における配慮をする場合に限って認められるのであって、法人の存続を前提として当該法人の株式が取引される場合にはこの控除をすべきではないと判断している。また、二審の東京高裁判決は、相続税を課税する場合であっても、政策的配慮の必要

のないときは、法人税額等の控除がされるわけではなく、常に評価通達によって処理すべきことにはならないとしている。また、通常の取引において同控除をすることを考慮要素として考えることが、取引当事者の合理的な意思に合致するか否かであり、営業活動を順調に行つて存続している会社について会社の清算を前提とした法人税額等を控除した純資産価額で株式を売買するという取引は通常考えられないとした。

従来の判決例で法人税額等の控除を否定したものとしては、「協同組合の組合員が脱退した場合における払戻持分の計算の基礎となる財産の評価は（中略）組合が解散した場合であることを前提とする清算所得に対する公租公課相当額なるものを負債として計上すべきものではない」と判示したものが⁽⁷⁵⁾ある。最高裁判決は、法人税額の控除は会社の清算の有無にかかわらずないとした点で下級審及びこの判決例と異なるものである。そして、個人事業主との事業用資産の所有形態の均衡を理由とする評価通達の取扱いは、相続税および贈与税においては、同控除をして評価することが合理的であるとしている。

次に、最高裁判決は、通達の定める評価方法が取引当事者に影響を与え、これが取引通念であるとしている。そして、昭和六二年当時に、所得税基本通達の解釈として、評価通達の法人税額等を控除が当てはまらないということを読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能であるとしている。これについて、「課税庁の通達の解釈が、納税者の予測可能性の範囲を逸脱する結果となるときは法令の解釈としては認められない、とした点にこの判決の意義がある。」⁽⁷⁷⁾とする意見がある。当時の法人税基本通達が株式評価について評価通達を準用する取扱いとなつている点も、所得税における評価についての、納税者の一般的な理解に影響していると考えられる。通達が、法令の規定の趣旨、社会通念を勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する判断を行うための指針であるならば、一般の納税義務

者の範囲を超えるような処分が行われることは、昭和六二年当時の所得税基本通達是指針として機能していなかったと考えられる。

最高裁判決について、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額を「控除しない」との通達に改正されれば、それが実際の取引における時価になると判断したことになりはしないだろうか。」とする解釈がある。また、「通達の改正によって法人税額等相当額の控除が制限（禁止）されたとしても、それは行政上の命令である通達上の問題であって、最終的には最高裁判所の判断に委ねられる法律の解釈に影響を及ぼすことにはならないはずである。⁽⁷⁸⁾」とする意見がある。しかし、「通達に対する納税者の理解可能性を重視した理論構成により、相続税法上の租税回避事案や平成一二年通達改正（追加）による同相当額控除の全面的否定後の所得課税事案へと判旨が単純に拡張されるのを慎重に避けた⁽⁷⁹⁾」とする意見にあるように、最高裁は所得税基本通達の平成一二年改正後の本件と同様の事実に関して、法人税額等の控除が許容されるべきかどうかについては、判断しているわけではないと考えられる。

現物出資による節税策を利用した株式の評価については、相続税および所得税において法人税額等の控除を否認する処分が行われている。これら処分の取消を求めた訴訟では「評価通達をそのまま形式的、画一的に適用して、取引相場のない株式等の評価に当たり法人税額等相当額を控除して課税標準を算出することは、およそ法人税額等相当額を控除すべきものとされた趣旨に反するばかりか、他の納税者との間で実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかである。」とする東京高裁平成一三年二月一五日判決その他、違法とされることはなかった。⁽⁸⁰⁾ 本件について、「バブルの絶頂期に近い時期の事案であり、純資産価額方式ではその価額が正確に算出できない可能性があり、評価差額に対する法人税額等相当額の控除が行われてもよかったような事案だと思われる。⁽⁸¹⁾」とする意見にあるように、最

高裁判決は、節税策による租税回避事案と異なり、同控除をしないとする処分に合理性が見当たらないと判断したと考えられる。しかし、会社の資産について多額の含み益が生じていたことが推測される点や割り当てられた新株を直後に法人に譲渡するという通常ありえない取引から、みなし譲渡課税の趣旨に照らすと、法人税額等の控除をしないで、その含み益全てに課税するという判断がされるべきであった。

おわりに

相続税の財産評価では、一般の納税者にとってはその評価が難解であることから、評価通達の取扱いに頼らざるを得ない。同じように所得税の財産評価についても、所得税基本通達に特に取扱いがない場合には、評価通達の評価方法が目安になる。これは、特に財産の移転時の評価では、贈与した側と贈与された側の財産の評価について常識的には差がないものと考えられるからである。所得税法と相続税法における財産評価について、その課税目的から比較してみると、いずれも現在の制度は、昭和二五年のシャウプ勧告による改正税法にさかのぼる。昭和二五年改正の所得税法は、資産が無償移転した場合に、贈与者に対して資産の値上がり益について、時価評価し課税することとなっている。昭和二五年改正の相続税法は遺産取得課税方式によっており、財産取得者の担税力に応じた課税をすることとなった。しかし、その後の改正により、譲渡所得についてはみなし譲渡の規定の対象が限定され、相続税法においても、一部遺産税方式の要素を取り入れた仕組みになった。現在のみなし譲渡課税制度は、法人に対する贈与等について租税回避の防止を目的としている規定であり、これが財産評価における特徴であると考えられる。また、相続税の財産

評価については基本的に市場価格としながら、時価の考え方として、評価において取得者の事情を配慮するといった性格を有している。

純資産価額による株式の評価について、評価通達は法人税額等を控除することによって、中小企業の株式の評価に一定の斟酌をすることとし、法人税基本通達もこの方法を援用する取扱いとなった。しかし、この控除を利用した節税策が横行するに至って、これを封じるための評価通達の改正が行われ、さらに法人税基本通達および所得税基本通達においては純資産価額による評価について法人税額等を控除しないこととする取扱いに改正されることとなった。

最高裁平成一七年一月八日判決は、評価差額に対する法人税額等を控除する評価通達の取扱いは、相続税における政策的な配慮であり、これを妥当であるとした。しかし、所得税基本通達の取扱いについては、昭和六二年当時の解釈として法人税額等の控除を妥当と判断しているに過ぎず、平成一二年の所得税基本通達改正後の、所得課税における同控除の是非については判断していない。

この判決は、現物出資により評価差額を創出し、法人税額等を控除することにより株式の価額を圧縮するといった、評価通達の趣旨に反するような節税策に対する課税処分に対して、これを適法とする裁判例や判決例と異なる結論となったが、これは法令の趣旨の解釈よりも当時の関係通達の解釈や納税者の予測可能性に重きを置いた結果であると考えられる。

平成一二年の所得税基本通達の改正は、それ以前の評価通達の改正と同様に、法人税額等の控除を利用した節税策に対応するという一面と、評価通達による株式評価との違いを明確にするという一面がある。この法人税額等の控除を否定する取扱いは、資産の値上り益に対して、これを無償移転することによって課税を免れることを防止するみな

し譲渡課税の趣旨に沿うものであると考える。

(注)

- (1) 所得税法五九条
- (2) 他に財産の価額が所得金額の計算上必要になる場合として、金銭以外の物等をもって収入した場合がある。(所得税法三六条一項の括弧書きの部分および二項)
- (3) 桜井四郎『資産評価の税務』五三頁
- (4) 「課税標準は、租税に関する最も重要な要件の一つであるから、具体的に条文で修正されている場合を除き、租税の性格の違いや目的の違いなどの理由を挙げて、異なる時価を觀念することは妥当だとは思えない。」石島弘『課税標準の研究』二五頁
- (5) 「市場機構なり、価格情報が必ずしも整備されていない目的物、例えば土地のような場合に、その客観的価格を求めることは、極めて困難なことである。しかも同一の目的物についても、その評価目的が異なれば、その客観的価格も異なり得ることは、世にいう一物四価とか、一物五価の現象が如実に物語っているといえよう。」村井正「資産税における評価」租税法研究二三号二頁
- (6) 制限的所得概念の基本的特徴として、「一定の源泉から生ずるものだけを所得税の課税対象となる所得とするものである。これによると、資産(預金・株式・不動産など)、事業又は労働といった源泉から生ずる所得のみが課税対象となる所得と構成し、相続・贈与による利得、富くじの利得、事業活動以外による資産の譲渡による利得など一時的・臨時的な所得はこれに含まない。」清永敬次『税法』(第六版) 八二頁
- (7) 一八九六年に「所得概念と所得税法」と題する論文を発表したゲオルグ・シャントツをはじめヘイグやサイモンズらによって主張された
- (8) 清永敬次『前掲書』八二頁
- (9) 武田隆二『所得税の理論』四九頁

- (10) 昭和一五年改正では、「営利ヲ目的トスル継続的行為ヨリ生ジタルニ非ザル一時ノ所得」は課税の対象外であった。昭和二一年改正では、譲渡所得のうち不動産・船舶・鉱業権などの譲渡によるものが対象になり、昭和二二年改正において、譲渡所得を含めたすべての所得を総合し累進税率を適用して税額を計算することとされた。昭和二三年改正においては、原則としてすべての資産の譲渡による所得が譲渡所得の範囲に含まれることとなった。ただし、総合課税される金額は譲渡所得の金額の二分の一であった。
- (11) シヤウプ使節団『日本税制報告書』第一卷九一頁
- (12) シヤウプ使節団『同右』第三卷B一二頁
- (13) 事業所得を譲渡所得に転換する例として、「個人の不動産業者がたな卸資産として取得した土地を現物出資して法人を作り、(中略)この土地の値上りをまっけてその法人の全株式を譲渡する方法などが考えられる。」金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究(所得課税の基礎理論中巻)』一〇七頁
- (14) 昭和二七年改正により相続人に対する遺贈、昭和二九年改正により包括遺贈、昭和三三年改正により相続人に対する死因贈与の場合のみなし譲渡課税が、それぞれ廃止となり、受贈者(受遺者または相続人)が贈与者(被相続人)の取得価額を引継ぐ、いわゆる課税の繰延べの措置がとられた。これら相続の場合のみなし譲渡課税は、本人の意思に基づかぬ資産の移転であり、「相続の際に所得税と相続税がともに課税されるため負担が重くなり、また、一般の納税者の理解をえにくい面があった」(昭和四三年七月長期税制のあり方についての答申 別冊一六六頁)とされている。
- (15) 昭和三五年一二月当面実施すべき税制改正に関する答申 別冊三六九頁
- (16) 同右 別冊三六九頁
- (17) 昭和三七年改正では、個人に対する贈与・遺贈・死因贈与および低額譲渡は納税者の選択により、「贈与等に関する明細書」を税務署長に提出しこの適用を受けない旨の申出があった時はみなし譲渡課税は適用されないこととなった。しかし、「明細書の自主的な提出は少なく、ほとんど税務当局の通知によってその提出が行われている状況」(武田昌輔『DHCコンメンタール所得税法』四二九五頁)であり、昭和四八年改正では、この選択制度は廃止された。さらに、昭和四〇年改正で限定承認にかかる相続および包括遺贈の場合のみなし譲渡課税が復活した。
- (18) 田中治『キャピタルゲイン課税 私法学からの問題提起』六九頁

- (19) 田中治『前掲書』六九頁
- (20) 最高裁昭和四三年一〇月三十一日第一小法廷判決 訟務月報一四卷一四四三頁
- (21) 同右 一四四四頁
- (22) 北野弘久『現代税法講義』(二訂版) 一六二頁
- (23) 遺産課税方式の長所は、実務上簡単である点、相続人による、税負担の軽減を意図した事実と異なった財産の分割を防止できるとある。短所として、相続人の取得に応じて課税する仕組みになっていないことから、取得者個人の担税力に応じた公平な課税がされないという点や、財産の公平な分配や分配の促進という要請にこたえられないという点がある。
- (24) 遺産税方式の長所は、財産取得者の個人的担税力を測定し、それに照応した合理的な課税をすることができる点、財産の平等な分配が実現できる点などがあげられる。短所として、税負担の軽減を図るための仮装分割が行われるおそれがあり、このための税務執行が困難である点や、中小企業用資産、農業用資産などとも分割の難しい財産について税負担が相対的に重くなるという点をあげることができる。
- (25) 相続税法一条の二、二一条の二
- (26) 相続税法二二条
- (27) シャウプ使節団『日本税制報告書』第二卷一四三頁
- (28) この方式を提言した昭和三二年二月の相続税改正に関する税制特別調査会答申では、改正以前の取得課税方式の欠点について次の点を挙げていっている。一つは「現行の相続税制度が遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることから、事実と異なるような申告が行われ、相続税の負担の不公平をきたしている」点であり、もう一つは「分割することが困難な農業用資産や中小企業用資産とその他の資産を相続した場合には、その財産が分割困難なため、単独又は少数の相続人によって相続されることと相まって、その負担は相対的に重いものとなっている。」点である。この改正の方向として、「理論的に満足しうるような合理的なものであっても、適正な執行が困難視されるようなものはさけるべきであり、むしろ理論的にある程度不満とする点があっても、税制の上においても、また、執行の上においても公正な負担が実現できるように望ましい。(中略)しかし、反面、ある程度以上の財産階層については、富の集中を抑制するという見地を十分とり入れてその負担を定めることが適当である。」としている。この方針に基づいて、「相続税の課税体系については、同額の遺産を相続した場合にも、相

続人の数が多い場合には、少い場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには遺産取得税体系を維持することが適当であるが、ただ遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要である。このような見地からは、実際の取得財産により遺産総額に対する相続税の負担が大きく変わる方式はこの際棄て、共同相続人が遺産を民法九〇〇条の相続分の割合により取得したものと仮定して算出した税額を、各相続人が相続により実際に取得した財産の価額に応じて納付させる方式をとることが適当である。」とする改正を提言している。

- (29) 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」租税法研究二三号一三頁
- (30) 三木義一「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」税研一三九号三八頁
- (31) 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編『資産課税の理論と課題』一七六頁
- (32) 岩崎政明「同右」一七六頁
- (33) 「この価額は、遺産税の計算のためか、又は当該財産を受遺者が将来売却するときに受遺者についての課税基準を得るために、通常、いつでもこれを決定しなければならない」ウィリアム・ヴィックリー「累進課税の指針」塩崎潤訳 財政 昭和三〇年一〇月号五五頁
- (34) 財産評価基本通達(二)
- (35) 平成四年七月二九日東京地裁判決など
- (36) 旧相続税法四条
- (37) 河沼高輝『現行相続税積義』一三三頁
- (38) それまでの「相続開始当時」という表現が「取得の時における時価」と変わった点で、遺産取得税方式を採ったことの特徴があるが、「相続税の課税方式が変更されても、相続財産の価額を相続開始時の時価によって評価することについては、我が国における相続税の創設以来現在まで、何ら変わるところがない」高津良忠「相続税における土地評価のあゆみ」租税法研究一二号六七頁
- (39) 庭山慶一郎『財産評価の仕方』五頁
- (40) 泉美之松・栗原安『相続税・富裕税の実務』一三四頁
- (41) 庭山慶一郎『相続税法』一一頁

- (42) 石島弘『前掲書』三五頁
- (43) 碓井光明「相続税・贈与税における資産評価」日税研論集七号三四頁
- (44) 昭和四三年七月長期税制のあり方についての答申 別冊一六五頁
- (45) 訴訟事件として、株券引渡不能による損害賠償請求事件、非訴事件手続として反対株主に対して認められる株式買取請求権が行使された場合の買取価格の決定、単元株式の買取・受渡価格の決定などがある。江頭憲治郎「譲渡制限株式の評価」別冊ジュリスト一八〇号四二頁
- (46) 日本会計士協会経営調査会『株式等鑑定評価マニュアルQ&A』一八〇頁
- (47) 秋葉隆二『自己株式取得の事務と対策』八八頁
- (48) 日本会計士協会経営調査会『前掲書』一九五頁
- (49) 村松洋平「非公開株式の評価」別冊商事法務二二二号五〇頁
- (50) 中祖博司「取引相場のない株式の価格算定基準」判例タイムズ五三三号四九頁
- (51) 「相続税財産評価に関する基本通達」は平成四年に現在の「財産評価基本通達」に名称を変更した。
- (52) 財産評価基本通達一八五、一八六一二
- (53) 財産評価基本通達一八六一三
- (54) 財産評価基本通達一八六一二(二) 括弧書きの部分
- (55) 所得税基本通達二三〇三五共一九
- (56) 「純資産価額等」は評価通達の純資産価額を指しているわけではない
- (57) 所得税基本通達五九一六
- (58) 関俊彦『株式評価論』二二六頁
- (59) 高野幸大「資産評価を巡る問題点(土地以外)」『資産税の理論と課題』二一七頁
- (60) 後藤正幸「取引相場のない株式の評価について」税法学五四六号一〇八頁
- (61) 今村修「株式評価の歩み」税大論叢三二二号三四八頁
- (62) 一高龍司「法人税額等相当額控除の可否」税研一四八号六六頁

- (63) 贈与税決定処分取消請求事件 平成一三年三月一五日東京高裁判決
- (64) 品川芳宣、村松洋平「改正株式評価通達の解説」別冊商事法務一二二号一一頁
- (65) 品川芳宣、村松洋平「同右」一一頁
- (66) 桜井四郎「非上場株式の相続税評価とその理論と構造」税理二九卷一〇号二八頁
- (67) 他に、小池正明「非上場株式評価の取扱いと問題点について」研税五〇号一七頁、中江博行「非上場株式譲渡等の価額算定における法人税額等相当額の控除」税務広報五四卷二号九九頁
- (68) 一高龍司「前掲書」六六頁
- (69) 法人税基本通達九一一一四
- (70) 窪田悟嗣『平成二〇年版法人税基本通達逐条解説』七〇八頁
- (71) 高橋明『平成一六年版所得税基本通達逐条解説』五七九頁
- (72) 川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方」税大論叢六一号三一〇頁
- (73) 法人税法三三条二項
- (74) 評価通達一八六一三
- (75) 最高裁昭和五年二月二三日第二小法廷判決 民集三三卷一号一二五頁
- (76) 所得税における同旨の裁決例として、平成三年六月一八日裁決 裁決事例集四一号五三頁、平成四年八月四日裁決 裁決事例集四四号八四頁など
- (77) 木島裕子「非上場株式の時価」税理四九卷一号一〇六頁
- (78) 品川芳宣「所得税における非上場株式の評価」税研一二六号七九頁
- (79) 一高龍司「前掲書」六五頁
- (80) 所得税においては前掲の裁決例など
- (81) 木島裕子「前掲書」一〇五頁